

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の指定した専決処分事項（昭和48年大府市議決第101号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月24日提出

大府市長 岡村 秀人

専決第9号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の指定した専決処分事項（昭和48年大府市議決第101号）について、下記のとおり専決処分する。

令和7年12月25日

大府市長 岡村 秀人

記

- 1 工 事 名 自転車駐車場整備工事（週休2日）（共和駅東）
- 2 契 約 金 額 変更前 503,730,084円
変更後 508,858,900円
- 3 契約の相手方 名古屋市昭和区南分町三丁目46番地
滝藤建設株式会社
代表取締役 滝 和 弘
- 4 内 容 地中埋設物の撤去処分、監視カメラの仕様変更、外構施工範囲の変更、建築確認審査に伴う部材変更等が生じたため、令和7年第1回臨時会（議案第44号）において議決を得た工事請負契約の変更をするもの